HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	資本主義ロシヤにおける労働時間
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 14(1), 111-151
Issue Date	1964
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31114
Type	bulletin (article)
File Information	14(1)_P111-151.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資本主義ロシヤにおける労働時間

荒　又　重　雄

はしがき

小稿の目的は，資本主義ロシヤにおける労働者階級状態史研究の一環として，労働時間に関する基礎的資料の集成を試みることである。

いうまでもなく，労働時間の問題は，すぐれて資本主義に特徴的な問題である。なぜなれば，生産が交換価値を目的とする商品生産となることによって剰余労働搾取の社会的要求は無制限のものとなり，工場制度の成立によって，労働時間に対する農業的な自然的制約が大巾に取りのぞかれるからである。それと同時に，労働力が商品となっていることにより，労働力の浪費に対する何らかの制限は原則として個々の生産単位の中においてではなく，国民経済全体の規模で社会的なものとして現われてくるからである。

あらかじめ，資本主義ロシヤにおける労働時間の歴史についての重要な指標を掲げておくならば，次のごとくである。1861年—農奴解放。ここから資本主義ロシヤの歴史が切っておとされる。それまでの，ロシヤに特有な農奴占有マニュファクチュア，および，その強い影響のもとにおかれてきた商人マニュファクチュア（資本主義的マニュファクチュア）が，一応資本主義的マニュファクチュアに転身する。1860～1870年代——産業革命。とくに資本主義的工業の中心である綿工業では，1860年代末より1870年代のはじめにかけて，機械制大工業の覇権が確立する。カ・ア・パジートノフによれば，1871年，モスクワ県において，市場向けに生産された綿織物のうち63％が工場製品であった。(1) 1882年～1885年——婦人・年少者の労働日に対する法的制限。1882年6月1日法は12才未満の児童の工場労働を禁止し，12才～15才の年少者に関して，1日の労働時間を最高8時間とし，かつ，夜9時

より朝5時までの夜間，および日曜・祭日に労働させることを禁じた。1885年6月3日法は，あま・綿・羊毛工業に限って，そこに働く婦人，および15才～18才の年少者に関して，夜間労働を禁止した。1897年――一般的な労働日の法的制限。1897年6月2日法により，成年男子の労働日も，1日11時間30分，夜間労働の場合には10時間に制限された。1950年～1917年――当時の国際的な労働者運動の統一要求としての8時間労働制をめぐって，ツアー政府および資本家，労働者の間で激しい抗争が起る。ロシヤにおける労農革命の時代。

あつめられた資料は，年代的にみても地域的にみても未だ充分のものではない。所定労働時間と時間外をも含めた実労働時間，拘束時間と休憩その他を除いた実労働時間の区別の不分明な資料もある。休憩時間の配分や交替制の種類，深夜業の実態など，労働日の諸形態についてはとくに資料が不足である。とはいえ，長期的傾向に対する大まかな把握は，とりあえず可能である。

I 1880年代までの労働時間

1) 最初に1861年の改革以前の状態を若干みておくことにしょう。19世紀前半における労働時間の状態は，エム・カ・ロシュコヴァの研究によると次のとおりである。すなわち，強制労働を使用する工業における労働時間は，一応1日12時間と定められていた。

しかし，実際には，しばしば破られていた。グメシエフスキー銅山では，職工は1日12時間働いていた。小セロスラフスキー・マニュファクチュアでは，13時間働いていた。ペテルブルグの官営鋳造工場における労働日は，午前5時より午後8時まで，うち休憩1時間で，実動14時間であった。オソーキン所有のカザンスキー羊毛工場における労働日は14時間であった。ラピンスカヤ文房具工場では，午前4時より午後8時まで，アラパエフスキー鉱山では，午後12時まで働いたから，4時間しか休みがなかった。自由雇傭労働者を使用する場合にも，労働日は12時間から14時間であった。(2)

カ・ア・パジートノフの研究の中に引用されている1803年のあま産業に関する調査によると，労働日の長さは12時間というものが最も多かったとされている。(3) 一般に労働日は12時間を基準にして，それぞれ若干づつそれを上まわる程度であったとみておいてよかろう。

労働年の長さは，1803年の調査によると，農奴占有工場で通常260日あまりであった。日曜・祭日をあわせて，年間100日ほどの休日があった。(4)

当時の労働者にとっても，長労働時間に対する不満は潜在的には大きなものであったにちがいない。しかし，労働時間はその他のもろもろの労働条件から分化した純粋な形をとって扱かわれるようにはなっていない。当時，基本的要求は，「労働者」にとっても「土地と自由」であった。とくに労働時間に関連する問題が中心となった争議を，パンクラートワの年表より拾ってみると，19世紀前半に10件を数えるが，そのほとんどが労働日ではなく労働年の長さに関連するものであり，かつ，強制労働に反対するものであった。すなわち，1807年ペルミ県において，祭日労働の強制に反対する争議，1820年ペルミ県において祭日労働の強制に反対する争議，1826年エカチエリンブルグ県において祭日労働の強制に反対する争議，1831年カルーガ県において祭日労働の強制に反対する争議，1841年ペルミ県において祭日労働の強制に反対する争議，1842年モスクワ県において祭日前夜の労働日の長さをめぐる争議，1845年ペルミ県において，祭日労働の強制に反対する争議，1851年ペルミ県において時間外労働の強制に反対する争議，1857年ペテルブルグ県において（イジョールスキー工場及びアドミラールテェィスキー工場）祭日労働の強制に反対する争議，1859年オレンブルグ県において祭日労働の強制に反対する争議となる。(5) このことは，一面では，当時，絶対的剰余価値生産が主として労働年の延長によって行なわれようとしていたことを示すものであろうし，他面では，当時の労働者にとって毎日の生活は労働時間と必要最低限の生理的必要時間にかぎられ，社会的文化的生活の余地は，日曜・祭日のみに可能だったことを示すものであろう。

2）　1860年代，1870年代の労働時間に関する資料はとぼしいようである。

第1表はウラルのニジュニエ・タギリスキー工場のものである。季節によって労働時間の配分のことなっているところが特徴的である。最も日の長い5月～7月についてみると，労働日は午前4時30分に始まり午後8時に終る。

第1表　ニジュニェ・タギリスキー工場の時間表（1860年代）

サイレン	午前4時
労働者出勤	午前4時30分
朝　　食	午前7時30分
朝食時間	（30分間）
昼　　食	午前11時
夕　　食（5・6・7月）	午後5時
夕食時間	（30分間）
〔仕事仕舞〕	
3月15日—4月1日	午後7時
4　月	午後7時30分
5月—7月	午後8時
8　月	午後7時30分
9月1日—15日	午後7時
9月16日—3月15日	日没後1時間
燈火のもとで働くもの	午後6時
〔昼食後のサイレン〕	
3月15日—4月1日	正午
4　月	午後1時
5月—7月	午後1時30分
8　月	午後1時
9月1日—15日	午後0時30分
9月16日—3月16日	正午

「1861—1905年ウラルにおける労働者の状態」　資料No. 182

残余の時間は8時間30分である。工場の始業時刻より終業時刻までの間に，朝食に30分間，昼食に2時間30分間，夕食に30分間の休憩がある。昼間のやや長い休憩が，労働力の生理的再生産のために極めて貴重なものであったろうことが容易に想象される。合計3時間30分の休憩をのぞいて，実労働時間は12時間となる。

当時のウラルにも，2交替制の労働を採用していたところがあった。ニジュニェ・サルディンスキー工場で1865年11月1日付で公布された就業規則の冒頭には次のようにある。「1.　2交替労働は，午前5時および午後5時に始まる。2.　1交替労働は，午前6時に始まり午後7時に終る。その間に食事および打ち合せに2時間とり，労働時間は11時間となる。3.　労働者はカレンダーに記るされた公休日と日曜のほかは，一年を通じて毎日働かなくてはならない。……」(6)。経済的発展のテンポがひくかったウラルにおける状態は，この二例によって推測されるものから，以後あまりかわりなかったとみてよいであろう。

1970年代については，ペテルブルグの繊維産業における労働者状態に関する，ゲ・ヴェ・プレハーノフの報告がある。それによると，オブヴォードヌイ運河ぞいの新綿紡工場における労働日の長さは13時間45分，午前5時から始まって午後8時まで，昼食休憩1時間15分であった。ケーニッヒ綿紡工場における労働日の長さは14時間，午前5時より午後8時まで，昼食休憩1時間であった。(7) 実働時間が13時間30分から14時間，あるいは16時間にさえ及ぶことがあったとあれば，労働日の長さは1860年代のウラルの例にくらべて長い。早くより産業革命時代に入って機械制大工業を確立した繊維産業においてこそ，労働日の積極的延長の形をとった絶対的剰余価値の生産が強力に行なわれていたとみてよいであろう。

3)　1880年代は，ロシヤの産業革命の結果を明瞭に示す事実に充ちている。第2表はベルンシュタイン・コーガンの調査によるものである。ペテルブルグにおける労働日の長さは，工場という工場で13時間，14時間と延長されてきている。モスクワ県における状態は一層進んでいる。80年代にモスクワ県の工場監督官の報告するところによると，労働日の長さは，12時間～12時間30分のところが208工場，13時間～13時間30分のところが229工場，14時間～14時間30分のところが257工場，15時間～16時間のところが175工場といった具合に分布していた。交替制度は，労働力を一層急速に吸い尽すのに効果的な形をとったものとなってきていた。すなわち，ペ・ア・ペスコフの報告するとこ

第2表　1885年ペテルブルグにおける労働日

	情報のあった工場数	労働時間
綿加工工場	8	13¼——15
染色・捺染工場	1	13½
絹加工工場	2	13 ——15
羊毛加工工場	2	13½——14
鋳造・機械工場	10	12½——14
タバコ工場	9	12 ——14
菓子・チョコレート工場	4	12 ——14
ゴム工場	1	13
ピアノ工場	1	13
印刷工場	3	11 ——12
化学工場	3	12½——14
石ケン工場	1	13
ウオッカ工場	4	13 ——14
製紙工場	5	12 ——14
	54	11 ——15

「レニングラード史概説」第2巻，1957，198頁。

ろによると午前4時から午後8時までの日勤番と，午後8時から午前4時までの夜勤番との交替制が多かった。拘束16時間と拘束8時間との2交替制

第3表　1885年モスクワ県ラシヤ工場における交替制

〔日勤番〕
午前4時30分—午前8時……3時間30分
午前8時30分—午後0時30分……4時間
午後1時30分—午後8時……6時間30分
〔計　14時間〕

〔夜勤番〕
午後8時—午前4時30分……8時間30分
午前8時—午前8時30分……30分
午後0時30分—午後1時30分……1時間
〔計　10時間〕

カ・ア・パジートノフ，「革命前ロシヤ繊維工業史概説—羊毛工業」モスクワ，1955，210頁。

である。[8] また，同じくモスクワ県における1885年の報告によると，ほとんどすべてのラシヤ工場において，第3表のような交替制が行なわれていた。

企業間競争の激化によって，とりわけ労働力浪費的なやり方で剰余価値生産をやらざるを得ないグループもあらわれてきていたとみられる。同じくペスコフの報告するところによると，平均賃金の低いところほど労働時間が長かった。11—12時間労働制をしいていた8工場の平均賃金は21ルーブリ66カペイクであったのに対し，13時間労働制をしいていた14工場の平均賃金は20ルーブリ11カペイク，14時間労働制をしいていた13工場の平均賃金は17ルーブリ87カペイク，15時間労働制をしいていた10工場の平均賃金は16ルーブリであった。[9]

1880年代的な絶対的剰余価値生産の方式を最も典型的な，徹底した形でしめしたものが，1885年に大ストライキを惹き起したモロゾフ工場の例であろう。ここでは，労働日の長さは，日勤普通番（1交替制）の場合で午前4時より午後8時まで拘束16時間，その中に昼食休憩が1時間入るとして実働15時間であった。さらに，ここでは1昼夜2組4交替制がとり入れられていた。第1組は午前0時から午前6時までの6時間，および午後0時から午後6時までの6時間，合せて12時間働らき，第2組は午前6時から午後0時まで6時間，および午後6時から午前0時までの6時間，合せて12時間働くというものである。土曜日と祭日前夜には，労働日は午後6時に終り，休日の次の日は午前4時に始業して正午まで，8時間連続して働らいた。[10] 1昼夜2組4交替制は，単なる各12時間連続の2交替制よりも，労働密度を高めるのに効果があったであろう。しかし労働者にとつてみれば，毎日の生活が一層すきまなく労働時間によって規制されることになった。労働者は，休憩のため許された6時間の中で，工場から宿舎までの往復，食事の用意その他の家事をやりくりし，かつ睡眠をとらねばならなかったからである。大部屋にベットがならんでいる兵舎のような住居とあっては，日曜とて静かにねむられるものではなかったであろう。労働者は，1昼夜2組4交替制によって，1日を2日に区切られて，6時間単位で息つくいとまもなく生活せねばならな

かった。モロゾフの工場にも，拘束16時間と拘束8時間の2交替制が一部に採用されていた。しかし，これは1昼夜2組4交替制にくらべると，資本にとって能率のわるいものであったようである。日勤番の労働日は午前4時から午後8時までであるが，その中に，朝食休憩が1時間，昼食休憩が2時間入っていた。資本はしばしばこの休憩時間の削りとりにつとめたが，それだけでは不充分であったので，日勤番の休憩時間に夜勤番を動員して機械の止るのを防ごうとした。その結果，夜勤番をつとめるものの睡眠時間は極度にみだされ，多くの災害発生せしめることになったとされている。(11) なお，1882年にいたるまでは，少年も少女も，成年と同じように，こうした労働時間制度のもとで働らいていた。さらにモロゾフの工場は，労働年の長さの大きいことでもモスクワ県で第1位であった。モロゾフは労働日を延長するのみで満足せず，次々に日曜や祭日をつぶして行った。月の労働日数は25—26日で，1880年代はじめの恐慌時でさえ22—25日であった。労働年の長さは1884/85年の不況時でさえ283—284日であり，好況時には340日にも達した。(12)

このような動向の中にあって，労働者はいかなる要求をもって対応したのであろうか。まず思い起されるのは1885年のモロゾフ工場における大ストライキであるが，しかし，そこで労働者に掲げられた諸要求の中には，直接に労働時間に関係するものが一つもないのである。その理由は，一つには，折から綿紡の不況時代で，過長労働時間の問題よりは賃下げの方が中心であったということであろうが，もう一つ，当時の労働者が，次第に定着した本来的プロレタリアートに変りつつあったとはいえ，未だ出稼農民的性格をつよくもち，工場内の生活を仮のものとみる傾向を残していたためと考えられる。とはいえ，1870—1880年代にも，労働時間問題を中心にした争議の例は多い。いまそれを，当時のロシヤの繊維工業地帯の中心地の一つ，ウラジーミル県における労働争議の年表より拾ってみると次のごとくである。

1872年5.6月，ニコリスカヤ・マニュファクチュアで祭日前夜の労働を午後6時に打切り，祭日の夜勤番を廃止することを要求する争議，1881年ネチ

ヤエフ・マリッオフ工場で祭日の夜間作業廃止を要求する争議，1884年ネブルチロフ工場で祭日の夜間労働をめぐって争議，1885年テレンチェフ工場で祭日労働の義務化に反対する争議，1887年4月ゴルブノフ工場で祭日前夜の労働日短縮を要求する争議，12月ブルイリン工場で事故による操業休止日の支払を要求する争議，1888年7月トレウモフ工場で交替制度の採用に反対する争議，9月コクシュキン・マラクチェフ工場で労働日の3時間延長に反対する争議，9—10月シューヤの綿紡労働者の9時間2交替制を要求するゼネスト，10月テズインスカヤ・マニュファクチュアで祭日前夜の労働日を午後6時で打ち切ることを要求する争議，1889年1月セニコフ工場で祭日前夜の労働日を2時間延長することに反対する争議，3月トレウモフ工場で祭日前夜の夜勤番廃止を要求する争議，4月ネブルチロフ及びテレンチェフ工場で労働日を4時間30分延長することに反対する争議，同じく4月イワノボ・ヴオズネセンスクで9時間労働制を要求するゼネスト，同じく4月モルグノフ工場で祭日前夜の労働を午後8時にではなく午後6時に仕舞うことを要求する争議，5月ブルイリン工場で労働日短縮を要求する争議，7月セニコフ工場で管理部が始業を規定より10分早めようとしたことに抗議する争議，11月スタロフスカヤ・マニュファクチュアで企業主に休業補償の支払を要求する争議。(13)

以上の諸争議における労働者の要求の形態を眺めると，そのほとんどが未だ労働日に対する要求というよりは労働年ないし労働週に対する要求であることに気がつく。ただし，19世紀前半の「祭日労働強制反対」の形式ではなく，「祭日前夜の労働日短縮」が主要な形式となっている。労働者はあいかわらず，平日の全時間を労働時間と食事・睡眠等の絶対的に必要な生理的必要時間に費やし，動物の如く，あるいは機械の如く生きながら，かろうじて祭日休暇を自分のものにすることで抵抗している。その場合，19世紀前半とは異なって，資本の側からの絶対的剰余価値生産の要求は急であり，平日の労働日延長のために労働力消耗は激しくなり，また交替制の普及によって前夜の労働日が深更まで及ぶことにより祭日そのものの実質的内容がおびやか

されてくる。労働者は，祭日前夜の労働日短縮の要求によって，祭日の実質的内容を守り，拡充するよう努力しているものと考えられる。その他「労働日延長反対」,「交替制採用反対」の形で，絶対的剰余価値生産の個々の諸方策に直接的に正面から抵抗するものもみられるようになっているが，とくに重要なのは，1888年シューヤにおけるゼネスト，1889年イワノヴォ・ヴォズネセンスクにおけるゼネストの中で9時間労働制の要求が揚げられたことである。すなわち1880年代末になって，いよいよ労働日短縮の問題が日程にのぼってきているわけである。

Ⅱ 1890年代の労働時間

1) まず，ペテルブルグにおける状態からみてゆくことにしょう。第4表は，第2表と同じく，ベルンシュタイン・コーガンによるものである。1880年代に関するものより，産業種類もふえ，情報のあった工場数も6倍近くにふえるなど，豊富なものになっている。二つの表を比較して直ちに気づくことは，観察したすべての工場を総括してある部分で，1880年代には11時間から15時間までの間に分布していた労働日が，1890年代になると11時間30分から15時間30分の間に分布していることである。すなわち，平均的な労働日が延長したのではないかと考えさせる状態になっているのである。もちろん二つの表は調査の範囲もちがい，1880年代について調査された工場は必ず1890年代についても調査されているかどうかもわからぬことなので，簡単に結論づけることはできない。とはいえ，詳細にみると，被調査工場数が増加したにもかかわらず長労働日部分へのばらつきが減っているのは，鋳造・機械工場，すなわち金属加工業のみであり，繊維・食品・タバコ・印刷・化学その他，大多数部門において，被調査工場数が増加したにもかかわらず短労働日部分へのばらつきが減っているのである。したがって，労働日は全体として1880年代より1890年代にかけて，さらに延長したものとみなくてはならぬ。これには，1880年代が不況の時代であり，1890年代が好況の時代であったという点も考慮に入れなくてはならないが，1890年代に至っても依然

第4表　1894/95年ペテルブルグにおける労働日

	情報のあった工場数	労働時間
綿加工工場	19	13½——15½
染色・捺染工場	7	13½——15
絹加工工場	7	14 ——15
羊毛加工工場	7	13 ——14½
鋳造・機械工場	89	11½——13½
管・針金工場	2	12½——13½
タバコ工場	14	14
菓子・チョコレート工場	25	13 ——14
皮革工場	22	12½——15
ゴム工場	1	12
ピアノ工場	7	12½——13½
印刷工場	56	13 ——14
化学工場	17	13 ——14
石ケン工場	7	13½——14½
ウオッカ工場	16	13¼——14½
製紙工場	5	13 ——14
	301	11½——15½

「レニングラード史概説」第2巻，1957，198頁。

としてむき出しの形で絶対的剰余価値生産が追求されていたことが認められるであろう。

1894/95年ペテルブルグにおける繊維産業での労働日の長さは13時間30分～15時間30分となっている。個々の例をとると，カリンキンスカヤ綿紡工場では14時間，エカテェリンゴフスカヤ綿紡工場では15時間，ケーニッヒ綿紡工場では14時間，ミトロファニェフスカヤ綿紡工場では14時間30分であった。1896年におこなわれた賃金と労働日の調査によると，ペテルブルグにおける25の綿加工工場のうち19工場（労働者13606人）では，実労働時間が12時間30分より14時間までの間にあった。これに1時間乃至1時間30分の食事休憩を加えてみると13時間30分～15時間30分となって，第3表の数字と附合する。25工場中6工場は交替制を採用していたが，その中

には，1昼夜2組4交替制があいかわらずみられた。ただし，1885年法により婦人の深夜業が禁止されていたから，1880年代のものとは少し形がかわっている。すなわち，労働者は男子の組と女子の組にわけられ，男子の組は午前11時より午後3時までの4時間，および午後9より翌朝5時までの8時間合計12時間を働き，女子の組は午前5時より午前11時まで6時間，および午後3時より午後9時までの6時間，合計12時間働らくというものである。(14) こうした2組4交替制も，当時の概念では単純な2交替制と同じく2交替制として扱かわれている。

ペテルブルグでは，金属加工業の比重が高かった。そしてそこでは，すでに労働日短縮化の傾向が明瞭にあらわれ，労働日は11時間30分～13時間30分というように，他の部門にくらべてみちかかった。しかし，この部門とても，時間外労働の普及という事実をも考慮に入れると，次のような様相を呈するのである。すなわち，セミヤンニコフスキー工場の旋盤工だったイ・ヴェ・バブーシュキンの語るところによると，90年代のはじめ，彼は昼も夜もただ働きに働らくのみで，歩いて20分の距離にあった自分の住居にも2日に1回しか帰ることができなかった。緊急の注文のあったときなどは，まる60時間もぶっとおし働いた，ということである。(15)

1890年代ペテルブルグにおける労働週は，綿紡工場で74時間—84時間，更紗捺染・麻紡で70時間—76時間，絹織で70時間—78時間，菓子製造で70時間—86時間，製革で66時間—74時間，印刷で66時間—72時間，化学で72時間—80時間，石ケンで72時間—78時間，ウォトカで72時間—80時間，電機で74時間—78時間であった。(16)

2) 中央ロシヤ繊維工業地帯のモスクワ，ウラジーミル，コストロマにおける労働時間の状態を次にみることにしょう。

モスクワ県における綿工業では，労働日の長さはペテルブルグにおけると同じように，14時間30分から15時間30分のところに集中的に分布していた。昼食休憩は1時間30分～2時間であったから，実働時間は12時間30分～14時間ということになる。ただし，昼食休憩2時間を含めて労働日の長さが

19時間となるものが3工場あった。このようなものはペテルブルグにはなかったとされている。交替制で深夜業を採用しているところは，225工場中43工場であった。(17) 1896年の調査によると，モスクワ県では，各9時間及び12時間，計21時間2交替制がひろく普及していた。(18) 麻紡10工場中9工場では実働時間12—15時間であった。(19) トレフゴールナヤ更紗捺染マニュファクチュアでは，平均労働日14時間で，1897年法の直前に12時間に短縮された。(20) モスクワでも，金属加工業における労働日は比較的短かかったようである。1時間30分～2時間の食事休憩を含めて12時間30分～13時間30分とされている。もつとも，ペテルブルグにおけるそれと比較すると若干長い。1890年代のモスクワにおける労働日の長さは，前出の1880年代における労働日の長さの資料とつきあわせてみるとき，少なくとも大巾な改善のあとはみられない。

労働年の長さにについてみると，次のごとくである。モスクワ県にある45の大工場の年間操業日数は267日であった。労働週は74時間，1日平均12時間20分で，労働年は時間単位にしてみると3293時間であった。(21) また，同じくモスクワ県で，合計2万人以上の労働者を擁する47の大工場について調査したところによると，工場における慣例的休日数は「手工業工場」すなわち大マニュファクチュアで97日，機械制大工場で98日であった。(22) 年間休日数は，これによってみると，前出の1803年の水準を維持していることになる。

ウラジーミル，コストロマ県における労働日の状態は，1896年の調査によれば第5表のごとくである。9時間労働制の部分も現らわれてきているけれども，一層早いテンポで交替制が普及してきている。ウラジミル県の綿紡工場では，9時間労働の2交替制，および9時間，12時間労働の2交替制が支配的位置を占めているけれども，ウラジミル県の麻紡工場やコストロマ県の綿紡工場では，12時間労働2交替制がいまだ優勢である。コストロマ県の綿紡労働者のうち9時間労働制で働いていたのは18%で，残余のものは12時間乃至13時間30分労働制のもとにあった。(23)

第5表　1896年ララジミル・コストロマ県の繊維産業における労働日

（実労働時間）

	ウラジミル県				コストロマ県	
	綿紡		麻紡		綿紡	
	工場数	労働者数	工場数	労働者数	工場数	労働者数
12時間労働2交替制	−	−	5	3,803	19	18,017
9，12時間労働2交替制	11	16,894	−	−	−	−
9時間労働2交替制	16	15,380	3	1,800	3	3,610
12時間労働制	17	14,570	2	2,308	−	−
12—14時間労働制	15	* 6,688	2	773	5	1,324

カ・ア・パジトノフ，「革命前ロシヤの繊維工業史概説」，モスクワ，1958，103頁，263頁より作成。

* 若干　11時間労働制のものも含まれているとみられる。

その他，ウラジミル県の36の更紗捺染工場では5635人の労働者を擁して12時間乃至13時間労働制で操業しており，(24) あま紡マニュファクチュアにおける労働日は14時間乃至15時間労働制であった。(25) コストロマ県における麻紡工場では，労働日は12時間乃至12時間45分労働制であり，(26) ヤロスラヴリ県における綿紡工場では12時間労働制が支配的であった。(27) 総じて，12時間以上の労働日が未だ広く残っているが，交替制の普及とともに長労働日の悪弊は著じるしくなり，かつ資本の側にも譲歩の一定条件がととのってきていたものとみられる。各9時間労働，計18時間2交替制が，労働者にとっての現実的目標となりつつある。

3)　沿バルト地方の労働時間の状態は，中央工業地帯におけるよりも多少よくなっている。第6表は145工場24985人，全ラトヴィア工場労働者の½を含んだものである。労働者の大部分は，ここでは12時間未満の労働日制度のもとで働いている。工場の規模と労働日の長さとは完全に照応したものとして現われてはいないが，10時間労働制をとっている工場の平均労働者数は295人で，その他の118人，156人，171人などと比較してずっと大きくなっている。

第6表　1896年ラトヴィアにおける労働日

	工場数	労働者数
10時間労働制	39	11,488
11時間労働制	82	9,716
12時間労働制	22	3,440
13時間労働制	2	341

ペ・ヤ・ヴイルクス「20世紀後半ラトヴィアにおける工業プロレタリアートの形成」1957，リガ，126頁。

第5表は就業規則による所定労働時間の調べであるから，実際の労働日は時間外労働を含んでもっと大きなものであった。「プロヴオードニク」ゴム工場では，所定労働時間は10時間30分とあったが，実際の労働日は15時間にも達していた。休憩時間の削りとりも行なわれていた。リガのクリモフ製油所では，休憩なしに12時間労働することになっており，経営者は，「工程は労働者の連続的参加を要求しないのであるから，仕事中にでも労働者には休憩したり食事したりする時間がある」といっていた。(28)

15000人の労働者を擁する60工場で深夜業がとり入れられていた。普通午後6～7時に始まり午前6時まで続き，休憩は1時間以内であった。深夜業は，「連続生産」と呼ばれたセルロイド，染色，化学，製油，ビール醸造などばかりでなく，機械製作工場にさえ採用されていた。ロシヤ＝バルチック工場は24時間連続操業していた。鍛冶場で一年間通して夜勤している労働者もいた。解雇の脅威の中で，日中12～13時間労働したのち，さらに夜勤するものもあった。(29)

労働日のもつとも長かった産業は，繊維，タバコなどで，ザスラウクスカヤ綿紡織工場やゲルトヴィッヒ・ジュート工場の14時間労働制が記録されている。ザスラウクスカヤ工場では，14時間労働制を13時間にするだけでも激しい労使の抗争を伴なった。もつとも労働日の短かかったのは機械製作工場で，11時間～11時30分であった。最大規模の車輛製作工場では10時間30分であった。(30)

1880年代に年少労働者の労働日に関する立法がなされているにもかかわらず，ラトヴィア地方に工場監督官が配置されたのは1894年であり，実効をあらわしてはいなかった。年少者は深夜業を含めて成年と同じように働らいていた。ガラス工場における年少者の労働日は，とくに1890年4月24日法によって6時間に制限されていたにもかかわらず，1894/95年リガのヤ・ベーク所有のガラス工場で12才—15才の年少者が夜勤番をも含めて10時間以上働いていた。年少者の労働日のいちぢるしく長かったのは，機械化の進んでいない，比較的小さい工場においてであった。1895年カプラン所有の紙器工場での労働日は12時間以上であり，ここには7—8才の児童も働いていた。ヤウンゼム紙まきたばこ筒工場では，55人の労働者のうち50人が15才までの年少者で，3人は12才未満，うち1人はわずか8才であった。年少者の労働時間は就業規則になんのとりきめもなかった。(31)

4) オデッサの工場における労働日の長さは，1897年出版の報告書の中に工場監督官ミクーリンが記しているところによると，10時間30分から11時間であって，通常午前6時より始まり午後6時まで，あいだに休憩1時間30分であった。(32) また，労働年の長さは，オデッサの54工場について調査されたところによると，3139時間であった。労働日は平均10.7時間であったとあるから，日数にすると293日となる。(33) モスクワの例とくらべると，労働年の日数は多くなっているが，労働日は短かい。比較的良好な労働者状態といえる。とはいえ，ここでも所定の労働日と実際の労働日との間の差は大きかった。公式には10時間30分労働制であるところで12時間労働が行なわれていたりした。たとえば，交替制のとり入れられた工場で，午前6時と午後6時に交替があり，各番とも若干の休憩時間が与えられることになっておりながら，休憩時間にも機械が全然とまらなかったというが如きである。また，所定労働日は12時間余りなのだが，時間外労働を入れると15時間乃至16時間に達する，といったものもあった。(34)

オデッサにも，労働日の長いところが残っていた。煉瓦工場や食品工場の大部分は12時間労働制であったし，ある製粉所は14時間労働制であった。そ

の他，砂糖工場は12時間30分労働制，ジュート工場は11時間40分労働制であった。スウェッティング・システムの支配していた「手工業工場」では，名目的には10時間30分～11時間であったが，シーズン（たとえば裁縫工場では3月～4月，8月末～1月1日）には15時間～16時間にもなった。屋外労働者の労働日は非常に長かった。もっとも短かくて12時間，長いときには18時間にも達した。建設労働者のところでは，労働日は午前5―6時に始まり午後7時まで，うち休憩が2―3時間ということであったが，請負師が間に入って搾取をつよめた場合には，午前4―5時より始まって午後8時まで3回の休憩を合計しても1時間30分にしかならぬということにもなった。(35)

5）1890年代のウラルにおける労働時間はどうであったか。前出のニジュニェ・タギリスキー工場の鍛冶職場に1893年に適用された就業規則の第四項には，「労働日は11時間とする，朝6時に始まり夕方7時に終る，昼食時間を11時より午後1時までとる，朝食および夕食の時間は考慮しない」(36) とあった。同じくニジュニェ・タギリスキー工場の鉄鉱石採堀職場では，1893年，採堀夫については午前6時より午後5時まで，その間に午前8時より9時までの朝食休憩と午前11時より午後1時までの昼食休憩を含み，結局実働8時間の労働日が，馬方及び日雇については午前6時より午後6時まで，その間に午前8時より午前9時までの朝食休憩，午前11時より午後1時までの昼食休憩及び午後3時より午後4時までの夕食休憩を含み，結局2時間づつ断続的に実働8時間の労働日が採用されていた。(37) 地下労働という，悪労働条件のもとでの重筋肉労働を能率よく組織するために，このような労働時間制度が発展してきたものとみてよかろう。同じ鉄鉱石採堀職場でも，間接的かつ保安的作業を行なった部分，機械工，火夫などは12時間労働で，その間，持場をはなれてはいけないとされていた。つまり，実働時間と休憩時間のくみ合せが，全くちがった形をとってそれぞれ発展していたものとみられる。

1895年ルニエフスキー炭礦に適用されていた就業規則には，「坑内と洗炭場とにおける労働は，各10時間労働2交替で行なわれる。昼番は午前6時に

始まり，午後6時に終る。昼食休憩は午前11時より午後1時までである。夜勤番は午後6時より午前4時まで休憩なしで行なう」(38) とあった。地下労働の点では同じであっても，労働日制度の発展の方向はここではちがっている。休憩時間を削ってでも，拘束時間を少なくし，一方労働時間中の労働密度を高めようとする傾斜がうかがわれる。その他，1890年代におけるイジェフスキー工場およびヴォトキンスキー工場における労働日は，10時間～12時間労働の2交替制であった。また，ヴャトカ県における1890年代の労働日は12時間～14時間，ときによっては16時間～18時間に及んだという報告もある。(40)

6) 辺境地帯における労働時間制度は，ロシヤの中央部にくらべて，労働者にとって一層わるい状態にあった。

グルジヤのチアトウルスカヤ・マンガン鉱山や，トクヴィブリスカヤ炭礦および銅製錬所における労働日は，午前5～6時にはじまり午後7～8時に終った。すなわち労働日の長さは13時間～15時間となる。(41) チフリスの馬車鉄道会社では，実際に御者として車を走らせているときのみ労働時間とみなされた。馬と車を線路に入れるのが朝5時，仕事が終るのが午後11時30分，その間に休憩は3時間であった。実働15時間30分で，継続的睡眠は4時間とれるかどうか危ない。印刷工の労働日は午前6時より午後4時まで間に1時間休憩であったから，9時間労働日ということになっていた。ただし，注文が多かったり期限がせまった仕事があったりで，時間外が2～3時間あるのが常であり，公式データによっても実際の労働日の長さは10時間を超していた。ミルゾェフの綿加工工場では，冬期，労働日は午前6時よりはじまり午後7時30分までつづいた。冬期以外はさらに遅くまでつづいたから，労働日の長さは約14時間，うち休憩1時間30分で実働12時間30分ということになる。タバコ工場の労働日の長さは，12時間～12時間30分ということになっていた。しかし，出来高賃金制度が多く採用されていたために，労働者は休憩時間を切りつめていた。(42) 2交替制度を採用していたヴォイロチナヤ工場では，一番方の労働は午前6時より午後6時までの12時間，うち8時よ

り30分間の朝食休憩，12時より午後1時までの昼食休憩があったから，実働10時間30分であった。二番方は午後6時にはすでに集合していて，午前0時より午前1時30分までの休憩をへて午前5時30分まで，実働10時間であった。ザカフカス鉄道のチフリス工機部では，時間外労働がひろく行なわれていた。所定労働時間の終ったのちも3～4時間工場にのこっているのが常であり，結局労働日の長さは13時間～14時間となっていた。工場管理部はしばしば深夜業や日曜・祭日労働を要求した。(43)

バッームにおける諸工場でも，休日労働がひろく行なわれ，工場は四六時中操業していた。労働日のあからさまなごまかしも行なわれていた。とくに交替制を採用していないところで，時計がごまかされ，休憩時間がまだのこっているのに，あるいは終業時間がすでに経過してしまった少しあとから，サイレンがなった。バッームの大石油業者マンタシェフの工場は，フル操業のときには労働週が105時間になったが，そこで多くの年少者が成人と同じように働いていた。マンタシェフの工場では，サイレンがなるより30分，はなはだしいときは1時間も前から，機械がすでに動いていた。(44)

第7表　19世紀末カザクスタンにおける労働日

	企業数（割合）
12時間	7％
13時間 —— 14時間	24％
15時間 —— 16時間	50％
17時間 —— 18時間	19％

イエ・ディリムハメドフ，「革命前カザクスタンの労働者階級史概説」アルマ・アタ，1963，153頁。

第7表は，カザクスタンの主として銅製錬工場を中心にした調査によるものである。半数が労働日15時間～16時間となっている。これらの工場では夜勤番の労働者の労働日も13時間～14時間の水準であった。また，鉱石採掘場における浸水，崩落その他の場合には，労働者を必要なだけ無償で動員する権利が雇主にあるむね，大ていの労働契約に記されてあった。(45)

カザクスタンにおいても，手工業的な小企業における労働時間は長かった。ウスチ・カメンスキー郡の製革・製脂工場における労働時間は12～14時間，ペトロパヴロフスキー郡の鍛冶工の労働時間は，夏15～18時間，冬12～13時間，仕立屋や靴工は13～15時間であった。(46)

最後に，シベリヤ鉄道建設工事現場における労働時間について，次の報告がある。すなわち，一般に政府の建設工事規定集によるとロシヤ人労働者の労働日の長さは，夏に10時間30分～12時間30分，冬に6時間～10時間30分とされていた。ところがシベリヤ鉄道建設計画では，夏で11時間30分～14時間30分，冬で7時間30分～10時間30分とされ，さらに実際には，夏に14時間30分～18時間，冬に12時間～13時間となっていた。中国人や朝鮮人・日本人などは，夏に14時間～16時間，兵士や流刑囚はもっと長く，労働は全く軍隊化していた。(47) 専制国家の軍事政策に直接にからむ部門であったことを考えれば，むろん何らおどろくに足りない。

7) 以上みてきたように，総じて1890年代における労働日の状態は，1880年代にくらべて目だった改善がなされているとは思われない。しかし，操業時間の延長，交替制度の採用，休憩時間の利用による実労働時間の内容の濃密化など，単純な時間延長では到達できない剰余価値生産の高い水準を求める動きが明らかにみとめられる。それとともに，労働日に対する労働者の要求は，いよいよ熾烈なものとなっている。

ウラジーミル県における労働争議の年表の中から，とくに労働時間問題に関係の深いものを拾ってみると，次のごとくである。1890年1月モロゾフの工場で，祭日前夜の労働強制に反対する争議，4月テズインスカヤ工場で，祭日を4日間とりかえそうとする争議，1893年6月シューヤ・マニュファクチュアで，13時間30分労働制を10時間労働制に変えるよう要求する争議，6月テレンチェフ，ネブルチロフ，テズインスカヤの諸工場で，シューヤ・マニュファクチュアの争議への同情スト，1895年4月メレンコフスカヤあま工場で，15時間労働の強制に反対する争議，5月ニコン・ガレーリン工場で，12時間労働制を9時間労働制に変えるよう要求する争議，6月イワノボ・ヴ

ォズネセンスカヤ・マニュファクチュアで，休日取上げに反対する争議，1896年トレウモフ工場で，祭日前夜の労働日短縮を要求する争議，6月デルベネフ工場で，祭日前夜の労働日短縮を要求する争議，9月デルベネフ工場で，24時間2交替制を18時間2交替制に変えるよう（すなわち12時間労働を9時間労働に変えるよう）要求する争議，12月ラザレフ工場で，休業補償の支払を要求する争議等々(48)である。1880年代に引きつづき「祭日前夜の労働日短縮」要求や，祭日休暇の確保等の要求が大きな比重を占めているが，9時間労働2交替制の要求が統一要求としてますます重要な位置を占めるようになってきている。そして，現に，イワノボ・ヴォズネセンスクの多くの工場で，シュヤおよびコフマなどの一部分で，労働者の圧力のもとに各9時間労働，計18時間2交替の制度に移行しはじめていた。(49) 第4表にもそのことをうかがえる。

折から1896年には，レーニンを先頭とする「労働者階級解放斗争同盟」の指導のもとに，ペテルブルグにおける大ストライキが発生した。ペテルブルグの繊維労働者の統一要求は，(1)午前6時より午後8時まで，休憩1時間，実働13時間労働制をやめて，午前7時より午後7時まで，昼食休憩1時間30分，実働10時間30分制を導入すること。(2)毎週土曜日は午後2時終業とすること。(3)労働日短縮に相応した賃率の引上げを行なうこと，であった。(50) ペテルブルグにおいては，交替制の普及度がひくかったので，統一要求が日勤労働者中心のものになっているからということもあろうが，状態は他地方とくらべて決してよくはない。当時，すでに金属労働者のところでは，もっと水準の高い要求もあらわれていた。たとえば1896年6月「同盟」がプチロフ工場の労働者のために発行したビラの中には，8時間労働制の要求が掲げられた。(51) ともあれ，首都で，資本主義的産業の中心部分であり，かつ最も搾取のつよめられていた部分に起った大ストライキであったとみることができよう。大蔵大臣は特別布告をもって労働日短縮に関する法律制定を約し，1897年1月，ペテルブルグの綿紡織工場主の特別会議は，労働日規制の一般法の制定を待つことなく，ペテルブルグの綿紡織工場に1897年4月16

日より11時間30分労働制を採用するべく決定し，(52) 1897年6月2日，労働日を11時間30分に制限する法律が制定された。

1897年法の問題点は，レーニンの研究に従がうと次のような諸点となる。(1)労働時間を「雇用契約によって義務づけられている時間」と定義することにより，出来高払契約で労働者が作業に要する時間についての取きめのないものは規制の範囲外となる。(2)11時間30分という時間では，それにより現実に労働日が短縮される部分がごく限られる。(3)土曜日の労働日の最高を10時間と決めたことは，平日より2時間短縮するという慣習からみると長すぎる。(4)年66日という義務的休日は，年80日乃至100日の慣習的日曜・祭日数よりみると少ない。(5)10時間以内のときは休憩をはさまなくともよいことになっている。また休日による作業からの解放時間は24時間以上という最低水準である。(6)交替作業について，各労働者の労働時間2週間分の平均が1昼夜9時間を超えなければ，1昼夜12時間までの延長がみとめられている。連続作業の場合は2昼夜に24時間までの延長がみとめられ，1昼夜24時間，2組8時間労働3交替制が存続する。すなわち，ある日は8時間，次の日は16時間働くという交替制が許されることになる。(7)時間外労働の最高限について，法の施行規則の中に年間120時間という制限がとり入れられたが，一方「生産の技術的条件」その他，種々の場合に，時間外労働についての取きめを就業規則にくり入れることを許したため「義務的時間外労働」が生じた。年間120時間の制限も，例外の方が多くて実効がなかった。(53)

8) 労働日の現実的な短縮という点よりすると，1897年法の実効は少なかった。すでに陸軍省所管の官営工場における労働日の長さは10時間とされていたし，また，もっとも労働日の法的規制を要するがごとき部内や地域が応々法の適用範囲からはずれていた。カザクスタンでは，「労働時間は1昼夜に16時間をこえてはならぬ」，「夏には月2日，冬には月4日の休日を与えねばならぬ」という1895年の「規則」が，中央ロシヤの動きに影響されて，「労働日は1昼夜に14時間を超えることを得ず」という水準に変化した(54)とはいえ，内容的落差は大きい。法が適用さるべき地域でも，その実施は遅々た

るものであった。たとえばリガでは，1899年クリコフの製紙工場で，蒸気機関づき，ボイラー室，製紙機械づきの労働者が1昼夜に休憩なし14時間で働いていたし，梳き機づき，截断機づきのものは実働12時間で働いていた。マンテリ機械工場でも，ボイラーマン，機械工，注油工の労働日は午前5時より午後7時まで，休憩1時間，実働13時間であった。ゲォルグ・タリゲイム商会で行なわれた時間外労働は，1898年，年間1人当り270時間乃至300時間に達していた。(55)

1897年法は，それが直ちに労働日の短縮に役立つところ少なかったとはいえ，労働日をめぐる労働運動の昂揚の条件をつくった。とくに中央繊維工業地帯においてそうであったとされる。三たびウラジーミル県における労働争議の年表から拾ってみよう。1897年3月シューヤの諸工場で18時間2交替制を要求する争議，5月ゴルキンスカヤ・マニュファクチュアで，18時間2交替制を要求する争議，6月カレトニコフ工場で，18時間2交替制の導入に際し賃率の引下げが行なわれたことに反対する争議，6月レジェフスカヤ・マニュファクチュアで，18時間2交替制の導入を要求し，賃金低下に反対する争議，8月ラザレフ織布工場で18時間2交替を要求する争議，9月ゴルブノフ工場で18時間2交替制を要求する争議，9月クチン工場で18時間2交替制を要求する争議，10月モロゾフの工場で18時間2交替制を要求する争議，11月モロゾフの工場で11月8日を祭日表に入れるよう要求する争議，12月ソコロフ・マニュファクチュアで，新勤務体制にともなう賃率引上げを要求する争議，12月バジヤノフ工場で同じく新勤務体制にともなう賃率引上げを要求する争議，12月カレトニコフ工場で9時間労働制を要求する争議，12月シューヤ・マニュファクチュアで労働日短縮と祭日保存を要求する争議，1898年1月，イワノボ・ヴォズネセンスクで祭日数保存と祭日前夜の労働日短縮を要求する争議，1月ルバチェフ工場で新勤務体制にともなう賃率引上げを要求する争議，1月バーリン工場で祭日前夜の労働日短縮を要求する争議，1月トルチェフスキー工場で昼食休憩を要求する争議，2月ネチヤェフ・マリツォフ工場で時間短縮を要求する争議，10月アノニムノイ工場で10時間労働

制を要求する争議，などである。(56) 労働日短縮，それに相応した賃率引上げ，祭日数確保が主要求であり，要求は攻撃的である。

Ⅲ　20世紀初頭の労働時間

1)　1900年代はじめ，食品製造，製紙，ゴム，製材，製革，交替制を採用していない繊維産業などの部門で，所定労働時間は1897年法にもとずき，平日11時間30分，土曜10時間，週67時間30分の線にそろっていた。(57) ペテルブルグの金属工業における労働日は，平日10時間～10時間30分，土曜日7時間30分～8時間，週57時間30分～60時間30分の水準にあった。第8表は，ア・エヌ・チコレフが1901年ペテルブルグの11工場について調査したものに依っている。全体として1897年法に許されたものより若干少ないところにあったが，中には11時間～11時間30分の水準にあるものもあったし，また，11工場中6工場の冶金職場では，「連続生産を採用している」ゆえをもって12時間労働制が行なわれていた。(58)

第8表　1901年ペテルブルグの金属加工業における労働時間

	労働週（時間）	工場数	労働者数	備　考（工場名）
10時間労働制	57—57½	4	23,208	プチロフ，ネフスキー，バルチッキー，フランコ・ルースキー
10時間30分労働制	60—60½	4	5,779	レスネル，ペテルブルグ金属車輛製作，アレクサンドロフスキー
11時間労働制	62½—65	2	1,660	クレイトン造船，鋼圧延
11時間30分労働制	67½	1	1,242	針金，釘工場
	57—67½	11	31,889	

イ・エス，スモーリン「第一革命期における8時間労働制をめざすペテルブルグ労働者の斗争」，「レニングラード労働者階級の歴史」，第2冊，レニングラード，1963，114頁より作成。

ウラルの例でみても，ウトキンスキー工場の労働日が午前6時より始まって午後6時まで，1時間30分の休憩で実働10時間30分，ビリムバエフスキー工場の労働日は，夏，午前5時30分より始まって午後6時30分まで，休憩1

時間30分で実働11時間30分，冬，午前6時より始まって午後6時まで，休憩1時間で実働11時間[59]といった具合になっている。しかし，ここでも12時間労働が広く残存していた。1900年，クィシュトウィムスキー工場，カスリンスキー工場，ニヤゼペトロフスキー工場などの冶金職場は，みな午前5～6時および午後5～6時を交替時とする12時間労働2交替制であった。[60]一方，高熱重筋労働の部門では早くから8時間労働制を要求する声もつよくウラルでも1890年に労働者の陳情がでている。[61] 1900年のクィシュトウィムスキー工場では，鍛接職場と圧延製板職場の一部に8時間労働3交替制が導入されていた。[62] 1904年カスリンスキー工場の労働日は，午前6時より始まって午後4時まで，休憩は午前11時から午後1時まで2時間，実働8時間であった。また同じく1904年，クィシュトウイムスキー工場の労働日は，午前7時より午後3時まで休憩なし8時間労働制であった。ここでは，以前11，12月のみ8時間労働制で，他の月には9～10時間労働制であったものが一律にきめられたものである。[63]

1904年のウラルに関する上の事例は，1900年代の不況に関係があるかも知れない。リガのアメリカン・バルチッキー製革工場では，1900年2月，恐慌の影響をうけて労働日を10時間に短縮し，賃金を時間給にかえた。同じくリガのバルチッカヤ綿マニュファクチュアでは，以前には時間外をひんぱんにやらせていたところ，1900年に労働日の¼短縮を行なっている。[64]

1904年，対日戦争とともに一連の軍要産業では操業度が高まり，「義務的時間外労働」の採用が広汎化した。ペテルブルグの金属加工業についてそれをみると次のごとくである。シーメンス・ガリスク金属工場では，金属職場の労働者の半分，電気職場の労働者の38%が，日に2時間30分あて時間外労働を行なっていた。ネフスキー工場では全職場で日に2時間の時間外労働が行なわれていた。ローゼンクランツ銅圧延工場では，労働者の25%が日に2時間あて時間外労働していた。グレーボフ電機工場の労働者の75%が，ゲィスレル電機工場では労働者の50%が，ノーベリ工場では労働者の20%が，それぞれ日に2時間の時間外労働を行なっていた。ブリキ製造工場では，時間

外労働が日に4時間に及び，サン・ガリ機械工場では，労働日は11時間のはずが13時間となっていた。(65)

2) 1905年の革命により，ロシヤにおける労働日制度は大きく動揺した。すでに1903年，南ロシヤのゼネストは，労働日に対する若干の影響を残している。オデッサのジャーコ工場ではそのために昼食休憩が20分追加され，水道局では労働日が30分短縮され，カーンの工場でも労働日が40分短縮された。また水夫や港湾労働者のところでも若干の労働日の変化があった(66)とされている。しかし，まだ本格的変動とはいえない。

1905年1月，大ストライキの波がペテルブルグをはじめロシヤにひろがった。ボリシェヴィキーはその中で，8時間労働制の革命的導入を煽動した。労働者の力の最も強力だったいくつかの工場では，実際にそれを断行した。1月ストライキのあと数日間，ペテルブルグ車輛製作工場では実力で労働者が8時間労働制を導入した。プチロフ工場では1月25日～27日の3日間，同様に事後承諾制の方式で労働者が8時間労働制を採用した（28日には再度ストライキに入った）。フランコ・ルースキー工場でも，イジョールスキー工場でも同様のことが起った。バルチッキー工場においてもまた同様であり，工場長ラトニクは1905年2月5日，海軍省あての報告の中に，「社会民主党のアジにより，職場では8時間労働制を目論んで2月7日にはいつもより早く仕事を仕舞ってしまう計画がなされている」と書き送っている。(67)

工場監督官のあつめたアンケート調査によると，1～2月ストの結果，労働者7000人を擁する25の機械製作，金属加工工場では，11時間30分の労働日が30分乃至1時間30分あて短縮された。一連の印刷，ビール醸造，製革工場でも労働日の短縮がおこった。ゴム製造マニュファクチュア（労働者6100人）およびラフェルム・タバコ工場（労働者1200人）では，労働日がそれぞれ1時間つづ短縮された。(68) とはいえ，大きな影響をもったのはペテルブルグにおける官営工場の動きであった。陸軍省の主砲工場では，軍需にさしつかえがおこらぬようにと，ニコライⅡ世の承認をうけたセルゲイ・ミハイロヴィッチ公の命令により1905年4月12日，それまでの10時間労働制が9時間労

働制にあらためられた。もちろんそこでは，必要に応じて義務的な時間外労働，日曜祭日労働への道がのこされていたとはいえ，ペテルブルグの軍事工場の一部にこうした動きが起ったことの意味は大きかったとせねばなるまい。その波は海軍省の所管のもとにある工場に直ちに及んだ。オブホフスキー，バルチッキー，イジョールスキー，ノヴォ・アドミラールテェイストヴォの諸工場では，他と同様に9時間労働制を導入せよとの労働者の声が高まり，オブホフスキー工場では，ストの波におされて5月6日より事実上9時間労働制が導入されるにいたった。アレクセイ・アレクサンドロヴィッチ公は，ツアーリの諒承を得て5月16日より9時間労働制をしいた。その際，労働の技術的特性云々の理由で，11～12時間労働日の職場ものこされた。イジョールスキー工場の冶金職場（1246人）も12時間労働制とされたが，労働者は革命的方法による9時間労働制確立を試み，工場長はロックアウトをもって抗したが，1カ月以上の争議ののち工場側が折れた。5～6月にはペテルブルグの，イジョールスキー，プチロフスキー，ネフスキー，レスネル，フランコ・ルースキー，エリクソン，などの工場において革命的方法による9時間労働制が実施されていた。(69)

1905年の5～6月になって，繊維労働者たちがペテルブルグ，イワノボ・ヴォズネセンスク，ロッジなどで8時間労働制や9時間労働制を要求して立ち上がりはじめた。ペテルブルグのスパスカヤ・マニュファクチュアの労働者は，8時間労働法の制定をさえ要求した。1905年7月7日，ペテルブルグ工場主同盟の繊維部門は，労働日を11時間30分から11時間に短縮し，賃金を5％引きあげるべく取りきめざるを得なかった。(70)

1905年革命の最高潮期，10月前後にはボリシエヴィキーの指導による8時間労働制の革命的導入がなされた。かわきりになったのがネフスキー造船・機械工場であった。ここでは10月には政治集会が日常的現象となっており，10月24日，労働者は8時間労働制を通告した。つづいて10月27日，アレクサンドロフ工場，オブホフスキー工場，ニコラエフ工場の労働者も集会で8時間労働制を決議，10月28日，プチロフ工場の労働者も実力で8時間労働制を

導入した。ボリシェヴィキーの合法紙「ノーヴァヤ・ジーズニ」11月10日号に公表されたデータによると，ペテルブルグの25工場において8時間労働制が革命的手段によって実施されていた。ソ連の研究家がその他のデータで補足したところによれば，ペテルブルグにおいて68000人の労働者を擁する46の大工場で8時間労働制が確立していた。11月ストライキののちも，ネフスキー，アレクサンドロフスキー，オブホフスキー，バルチッキー，スパスカヤ，パーリ，ラフェルムなどの諸工場に8時間労働制が継続していた。(71)

11月，政府・資本家側は攻勢に出はじめる。1905年11月5日の閣議は，交通・通信大臣より出された鉄道工場・機関庫における8時間労働制に関する件を取り上げて審議し，それはみとめられぬ，労働者があえてやるときには工場閉鎖をもって答えよ，と決定した。ペテルブルグ工場主同盟の機械工場部門も，10月25・27日，11月1日，ノーベリの指導のもとに会議をひらき，事後届出制による8時間労働制の導入に対してはロック・アウトをもって答える，と決定した。11月9日，ネフスキー工場ロック・アウト，11月11日，ニコラエフ鉄道工場ロック・アウト，以下，ゼネラル・ロック・アウトとも呼びうる状態となった。街頭にしめ出された労働者数は10万人を数えたともいわれる。(72)

このあと，革命は退潮に向かうが，遅れて革命に参加した部分は資本家にさらにいくつかの譲歩をなさしめている。11月ストライキののち，ペテルブルグ工場主同盟の繊維部門は，7月にきめた11時間労働制をさらに短縮し，11月16日より平日10時間30分，土曜日8時間の新制度を導入することをとりきめた。ペテルブルグのタバコ工場には，平日10時間，土曜日8時間30分の労働日制が導入された。ペテルブルグの製革工場では，11時間30分労働制を10時間労働制に変えた。印刷工場には9時間労働制がとり入れられた。8時間労働制の革命的導入は，ペテルブルグからはじまってモスクワ，ウクライナ，シベリヤ（チタ，クラスノヤルスク）に波及し，各地の労働日制度をゆるがした。(73) ツアー政府は，1905年の第2国会で，労働日の最高限を11時間30分から，10時間30分に短縮する法案の検討を余儀なくされていた。

商工省が1906年4月21日に公表した法案は，労働日を成年に10時間30分，女子および年少者に10時間とすることを中心とし，その他工場法の全般にわたる改正を含んでいた。商工業代表者大会理事会において，南ロシヤの鉱山業代表者は政府案に同意する姿勢を示したが，ペテルブルグとモスクワの資本家が反対した。1906年12月21日商工大臣フィロソフの主宰のもとにひらかれた特別協議会において，ペテルブルグ工場主同盟の代表は，「この法案が国会に出るのが遅ければおそいほど，決定は正しいものとなろう」とのべた。(74) 革命の波が引くとともに，法案は流産となった。

3) 1905年の革命の退潮とともに，8時間労働制は定着することなく，また労働日に関する新法案も具体化されることなく，労働日は資本家側の攻勢のもとにのびた。1907年10月の調査によると，ペテルブルグにおける54の金属加工工場において，労働者の77.8%が10時間以上働いていた。11時間乃至12時間働いていたところも多かったし，ボール紙細工業のようなところではあいかわらず15時間にも達するような労働日がのこされていた。(75)

とはいえ，少なくとも所定労働時間に関しては，1905年の革命の影響はや

第9表　1907年ペテルブルグの金属加工業における労働時間

工場名	平日労働日（時間）	土曜労働日（時間）	労働週（時間）	1901年の労働週（時間）	短縮された時間
プチロフ	10	7½	57½	57½	0
ネフスキー造船・機械	9¾	6¾	55½	57	1½
ペテルブルグ金属	10	7½	57½	60	2½
バルチッキー	9	7½	52½	57½	5
フランコ・ルスキー	10	7	57	57	0
ペテルブルグ車輛	10	7	57	60½	3½
鋼圧延	10	7½	57½	65	7½
レスネル	10	7	57	60	3
クレイトン造船・機械	10	7½	57½	62½	5
アレクサンドロフスキー	10	8	58 *	60½	2½
針金・釘製造	10½	8	60½	67½	7

* 原表には53とあるが，誤りと思われるので修正した。

イ・エス・スモーリン，前掲書，130頁より作成。

はり大きかったとみなくてはならない。第9表は，1907年のペテルブルグにおける金属加工工場に採用されていた労働日制度を示している。平日の労働日はたしかに大半10時間となっている。しかし，第7表の1901年の状態とくらべてみたとき，そこには明らかな変化がみとめられるのである。第8表には1901年と1907年の労働週の長さの変化として，それを明らかにしている。

ペテルブルグの繊維産業における労働日短縮はさらに顕著である。1906～1907年にペテルブルグの5つの繊維工場，すなわちサンポソニエフスカヤ，ヴォロニン，ニコリスカヤ，ロチエンサリムスカヤ，レズヴォオストロフスカヤ，などが，9時間労働2交替制に移行した。また，1907年ペテルブルグの24379人の労働者を擁する27の繊維工場（スパスカヤ，パーリ，ネフスカヤ，トロントン，クレンゴリムスカヤを含む）では，平日10時間30分，土曜日8時間，労働週60時間30分という制度が採用されており，1905年以前とくらべると，軒なみ週7時間あての労働時間短縮が行なわれたことになる。

同時期のモスクワの状態については，イ・エム・コジミヌィフ―ラーニンの研究がある。1908年末，モスクワ県の工場労働者（307773人）の71.37％を占める219669人を擁する811工場についての資料である。（第10・11・12表）レーニンに従ってこの資料の性格について附言すると，小経営の状態が

第10表　1908年モスクワ県における労働日（Ⅰ）

	交替制でないもの	2交替制で働いていたもの	3交替制で働いていたもの	合　計
全労働者	128,628人 (58.56%)	88,552人 (40.31%)	2,489人 (1.13%)	219,669人 (100%)
うち				
繊維労働者	78,321	78,107		
繊維労働者の直接工	68,604	75,391		
金属労働者（成年）	17,821	7,673		

レーニン，「モスクワ県における労働日と労働年」全集・邦訳，第18巻275頁より作成。

比較的反映されておらず，年少者の状態が同じく充分に反映されていない。また，所定労働時間についての調査であって，時間外労働を含まない。さてこの800工場30万人の労働者の状態は，総平均すると，成年労働者の労働日

第11表　1908年モスクワ県における労働日（Ⅱ）

	労働者数		1昼夜従業時間数別にみた労働者の％ *	
			交替制でないもの	2交替制のもの
8時間未満	4,398人		1.3	1.0
8時間以上9時間未満	87,402		13.3	81.9
9時間以上10時間未満	94,403		60.7	14.7
10時間以上11時間未満	20,202		15.2	1.4
11時間以上12時間未満	13,189	33,466	9.5	1.0
12時間以上	75		−	−
総数	219,669人		100.0	100.0

* 修理工，補助労働者を含まず，レーニン，前掲書275—276頁より作成。

第12表　1908年モスクワ県における労働年

	一年の平均労働日数	工場数	労働者数	一工場当り坪均労働者数
200日未満	96	74	5,676	76
200～250日	236	91	14,400	158
250～270日	262	196	58,313	297
270日以上	282	450	152,741	339
総数	270	811	231,130	285

レーニン，前掲書，278頁。

が9時間半，年少労働者の労働日が7時間半であった。労働日の形態は，交替制でないものが過半を占めるが，2交替労働制のものも40％を数えている。とくに繊維産業の直接工の中に2交替制で働らくものが多い。労働日の長さは8時間以上10時間未満のところに集中しているが，交替制でないものは9時間以上のところに，2交替制のものは9時間未満のところにあつまっている。総じて，いまだ10時間以上働いているものを多くのこしているとはいえ，大勢としては，1897年法によって許された最高限をある程度下まわるところにおちついているとみられる。

4)　1910年代の労働時間については，ロシヤ全体についてなされた1913年の調査がある。工場・鉱山監督官たちによってなされたその調査によると，

ロシヤの労働者の61%が10時間以上の労働日制度のもとに働いており，9%が8時間労働制のもとで働いていた。金属・機械工場にかぎってみると，10時間以上の労働日で働くものは60.6%，8時間労働制で働くものは3.9%であった。(76) その同じ公式データによると，1913年ロシヤの綿工業における労働日制度は第13表のごとくであった。ここで9時間労働制が圧倒的な位置

第13表　1913年ロシヤ綿工業における労働時間

	男		女	
	労働者数	割　合	労働者数	割　合
9時間未満労働制	2,993	1.6%	1,826	0.6%
9時間労働制	101,416	56.3	206,890	76.7
10時間労働制	40,824	22.6	34,595	12.9
11～11½時間労働制	8,596	4.6	5,577	2.6
その他	–	14.9	–	7.2
		100.0		100.0

カ・ア・パジートノフ，前掲書，149頁より作成。

を占めているのは，いうまでもなく交替制の普及によるものであろう。綿工業に働く労働者の労働日の長さを総平均すると，男9.5時間，女9.3時間，15～18才の年少者9.4時間，12～15才の幼年者7.7時間となっていた。(77) 同年の麻紡織工場では，男9.6時間，女9.8時間，15～18才の年少者9.6時間，12～15才の幼年者5.7時間で，成年のうち9時間労働制度で働くもの23157人，9時間30分乃至10時間労働制度で働くもの12632人，10時間15分乃至11時間30分の労働時間制度で働くものが32265人であった。(78) 羊毛工業では，8時間労働制で働くものが労働者の3.1%，9時間労働制で働くものが13.8%9時間30分制で働くものが2%，10時間労働制で働くものが50.5%，11時間労働制で働くものが2.8%，11時間30分制で働くものが17%であった。(79) 繊維工業では，10時間以上のものがかなり多い。総じて，10時間以上働かなくてはならない労働者層が未だ大量におり，時間短縮の必要は決して弱まっていなかったことが認められる。第14表もまた，同じことを示している。これ

第14表　1917年2月，シチエルビノフスキー坑，ニェレポフスキー坑，ニキートフスキー坑における労働時間

	労働者数	労働日（時間）	月稼動数（方）
先山	1,028	出来高契約	19
その他の出来高契約労働者	300	〃	23
運搬夫	600	11½	23
その他の坑内労働者	300	10½	23
準備作業にたずさわるもの	300	10	26
（坑外）			
採鉱関係	301	10	28
洗鉱関係	300	11	28
工房にいるもの	370	8 — 10	29
建築関係	251	10	28
荷役労働者	80	出来高契約	30
鉄道労働者	120	11	30

ユ・イ・キリヤノフ，「南露労働者の経済的状態」，「歴史学紀要」No. 72，40頁。

は南ロシヤの鉱山労働者の労働日のデータであるが，ほとんどすべての労働者が10時間以上，11時間30分にも達する労働日制度のもとで働いており，さらに，先山はじめ生産の重要部分に働く労働者が，出来高契約であるということで何らの労働日規制もなしでおかれていたのである。

現実の労働日は，就業規則に定められ公式データにあらわれてくるものよりも一段と大きい。労働者新聞に送られてきた労働者の通信によると，12時間～13時間の労働日はあたりまえのことであった。とくに，「連続生産」の部門においては，1890年代にくらべてもあいかわらずといった状態であった模様である。マケエフに建っていたユニオン冶金工場における労働日の長さは，通常12時間であり，アレクサンドロフスキー工場でもユリェフスキー冶金工場マルチン炉職場でも，労働日の長さは12時間であった。時間外労働は義務化しており，南露のノヴォトルドヌイ工場やパラメノフ炭礦などでは時間外労働を拒否すると罰金が課せられた。1913年の労働者の通信によるとエカテリノスラフのアレクサンドロフスキー工場では，15時間～18時間労

働が40～45日も連続していたとあり，ニコラエフスキー造船ナバリ工場でも労働日は12時間～15時間になっていた。第一次大戦の勃発とともに時間外労働はさらに普及した。1915年，ドニエプロフスキー冶金工場では，労働者の49％が時間外労働を含めて毎月26～50労働日（所定労働時間を単位として）働らいていた。1915年ニコポリ・マリウポリスキー工場では，1日に24時間労働しているものや，月に45労働日働くものがいた。ルガンスクのガルトマン工場からの通信によると，労働者は日に16時間働いていることがあった。一連の炭砿からは，12時間労働制のもとで労働者が月に25～28方，さらには30～36方も働かねばならないことがあったという通信が出ている。(80) 時間外労働があったのは金属産業や鉱業だけではなかった。第15表は繊維産業における時間外労働の実態を一部明らかにしている。

労働時間に対する労働者の要求は，1910年代に入って形を変えている。8

第15表　1913年トレフ・ゴールナヤ・マニュファクチュアにおける時間外労働

	賃金総額 ルーブリ・コペイカ	所定時間内賃金 (A)	所定時間外賃金 (B)	B/A×100
染料工	25.13	22.31	2.82	12.6
積上工 男	23.49	21.85	1.64	7.5
女	12.44	12.19	0.25	2.1
年少者	11.77	11.77	0.00	0.0
プリント機械つき 男	24.45	20.30	4.15	20.4
女	13.97	13.11	0.86	6.6
仕上機械つき 男	24.45	20.24	4.21	20.8
女	13.50	12.42	1.08	8.7
年少者	13.34	13.34	0.00	0.0
晒白工 男	20.55	19.55	1.00	5.1
女	12.05	11.76	0.29	2.5
年少者	13.15	13.15	0.00	0.0
染物工 男	25.33	20.01	5.32	26.6
女	14.41	12.42	1.99	16.0
蒸し工 男	25.99	20.01	5.98	29.9
女	12.83	12.42	0.41	3.3

エム・カ・ロシュコヴァ，「1892—1913年トレフ・ゴールナヤ・マニュファクチュアの労働者の賃金」，パンクラートワ紀念論文集，1958，340頁より作成。

時間労働制あるいは9時間労働制を要求しつづけることとともに，時間外労働の適用によって労働日の法的規制が実質上尻抜けになっていることに対する反対が特徴的である。ペテルブルグと南ロシヤを例にとって労働者の要求の内容を確かめてみよう。すなわち，1912年5月，ジーメンス・ガリスケ工場の労働者が時間外労働に50%割増支払を要求，5月，フランコ・ルースキー工場の労働者が9時間労働制，時間外労働の廃止を要求，5月，ニコラエフ造船の労働者が8時間労働制，時間外労働の廃止あるいは時間外に対する賃率の2倍化を要求，11月，ハリコフ機関車製作工場の労働者が9時間労働制，時間外労働廃止およびやむを得ぬものには50%割増支払を要求，1913年5月，ネフスキー造船・機械工場鋳銅職場の労働者が時間外労働の義務化に反対，やむをえぬさいには50%割増支払を要求，5月，ネフスキー造船・機械工場鋳鉄職場の労働者が湯を沸しても仕事のなかったときには喪失時間に対して5割ましに支払うこと要求，5月，ネフスキー造船・機械工場汽関車部門の塗装工が義務的時間外労働の廃止を要求，5月，クルーク機械工場の労働者が9時間労働制を要求，6月，ランゲンジッペン工場の労働者が9時間労働制を要求，6月，ズイゲリ機械ボイラー工場の労働者が，9時間労働制，保繕工をのぞき時間外労働の完全廃止を要求，6月，シユッケルト工場の労働者が，終業10分前に手を洗い5分前に職場を立去ってよいこと，工場の修繕以外の時間外労働の完全廃止，時間外労働に対する50%割増支払，9時間労働制を要求，7月，ナバリ造船工場の労働者が8時間労働制（機械工火夫などには9時間労働制）を要求，11月，ヴァドン造船所の労働者が，9時間労働日，土曜および祭日前の2時終業を要求，12月，ルイコフスキー坑の労働者が時間外労働および祭日労働に50%割増支払，昼夜連勤の廃止，8時間労働制を要求，といった具合である。(81) 終業と同時に工場の門を出られるように，5分前に職場を立ち去る権利の要求であるとか，出来高給労働者の手待ち時間に対する支払要求であるとか，時間に対する厳格な扱いが労働者の中につよく出ていることも注目に価する。

5)　1917年の2月革命から10月革命にいたる間も，労働時間をめぐる労働

者と資本家およびツアー政府との間の抗争の激しかった時期とみられる。労働者は激しく8時間労働制を要求し，一方，大戦勃発とともに，既存の労働保護法は次々に反古とされて行っていた。戦時産業委員会の第一回大会は，(1)戦時中は，工業における婦人，児童労働の利用に関する諸制限を撤廃する(2)戦時中は，労働日の長さと時間外労働に関する諸制限を撤廃する，よう要求する決議を行なった。1915年9月9日，防衛に関する特別評議会は，討論の中で独占資本家の懇請を認め，1915年9月25日，それらは閣儀において完全にみとめられた。かくて労働者は，労働日についてまったくの無防備状態におかれていた。(82)

臨時政府は8時間労働制をロシヤに導入することに関して全くなにも出来なかった。労働大臣のもとにおける特別委員会は，8時間労働制立法を検討する任務をもって，まずどのような順序で作業を進めるべきかという点から審議をはじめた。それに対し資本家陣営は非常な警戒を示した。商工業代表者大会理事会委員会の討論において，1917年3月，エヌ・エフ・ディトマルは，「労働部によって作成されている法案を注意深く監視し，更生を動機づけ，かつ経験にもとづいた方策をもって，熱病的瞬間につくられたゆきすぎの方策や改革に対抗せしめること」がぜひ必要であると強調した。法案作成は長々しい官僚的遅怠の中においこめられた。1917年9月，資本家達は再度作業を急ぎすぎることに反対する意志表示をした。かくて労働大臣所属の特別委員会は，臨時政府の存命期間に何の結論をも出しえなかった。(83)

労働者たちは，1905年の革命における経験にもとづいて，実力により，事後承諾制の形で次々と8時間労働制をうち立てて行なった。たとえば，ソフィスキー坑，第1，第2ゴルロフスキー坑の坑夫たちは，ボリシェヴィキーの指導のもとに，激しい労使の抗争ののちに，1917年9月には8時間労働制をうち立てていた。とくに労働組合組織のよく出来ていたところでは，それが一層急速に進んだとのことである。1917年1月，ペテルブルグ県の平均労働日の長さが，時間外労働も含めて10.1時間であったのに対して，2カ月後の3月には8.4時間となり，17%もの減少を示したとされている。(84)

ロシヤにおいては，ソヴィエト政権によってはじめて８時間労働制の法定が現実のものとして取り上げられた。労農政府の労働に関する最初の法律が８時間労働制に関する10月29日の法令であった。

むすび

資本主義ロシヤにおいて，労働日の長さは，農奴制時代の12時間を出発点にして，産業革命とともにぐんぐん延長した。労働年は，伝統的な宗教的祭日をも食いつぶして，やはり延長していった。機械制大工場のもとで，生産が昼夜の区別なく行なわれるようになると，１昼夜２組12時間労働２交替の制度からはじまって，16時間労働日勤番と８時間労働夜勤番の２交替制，さらに１昼夜２組６時間労働４交替制と，拘束時間内の労働密度の高い種々の交替制が発展した。

労働者ははじめ祭日の完全利用を中心に抵抗していたが，1880年代末より1890年代末にかけて，ついに労働日の長さを制限する要求をもって立ち上がるに至る。日勤10時間労働，交替制９時間労働といったところが当面の目標点になる。1897年，労働日の長さの最高限を一応11時間30分とする法律が出る。この法は，11時間30分という長い労働日を許しているばかりでなく，時間外労働に対する制限のゆるいことでも尻ぬけである。

1905年の革命はロシヤの労働時間制度をゆるがし，多くのところで所定労働時間の大巾な縮をもたらした。しかし工場法の改訂にまでは至らず，労働運動の波の退潮とともに，義務的時間外制度によって実労働時間はのびた。1905年にはじまった，労働者の実力による８時間労働制の確立運動は，1917年の革命の中でもさらに展開し，ついに，労農政権にる８時間労働制の公布に至る。

1. К.А. Пажитнов. Очерки истории текстильной промышленности дореволюционной россии, (хлопчатобумажная, льно-пеньковая и шелковая промышленность), Москва, 1958, стр. 81-83.
2. М.К. Рожкова. Очерки экономической иостории россии первой половины XIX века, Москва, 1959, стр. 230, 234, 241.
3. К.А. Пажитнов. Указ. соч., стр. 220.
4. Там же, стр. 221.
5. Рабочее движение в россии в XIX веке, Под ред. А.М. Панкратовой, Том I, Москва, 1955.
6. Положение рабочих урала во второй половине XIX -начале XX века, Под ред. В.К. Яцунский, М-Л, 1960, Док. №164.
7. Очерки истории Ленинграда, Том второй, Москва, 1957, стр. 197.
8. История Москвы, Том 4, Москва, стр. 392.
9. Там же, стр. 393.
10. Н.И. Толоконский. Орехово-зуевская стачка 1885, Москва, 1956, стр. 22-23.
11. Там же, стр. 23.
12. Там же, стр. 24
13. Л.М. Кресина. Рабочее движение во владимирской губернии в конце XIX -начале XX вв. Владимир, 1959.
14 Д.Г. Куцентов. Петербургский пролетариат в 90-х годах XIX века, История рабочего класса Ленинграда, Выпуск II, Ленинград, 1963, стр. 29. Очерки истории Л. Там же, стр, 198.
15. Д.Г. Куцентов. Указ. соч., стр. 31.
16. Там. же. стр. 30. Очерки истории Л. Там же, стр. 198
17. Д.Г. Куцентов. Указ. соч., стр. 30. Очерки истории Л. Там же, стр. 198.
18. К.А. Пажитнов. Указ. соч., стр. 103.
19 Там же, стр. 264.
20. М.к. Рожкова. Заработная плата рабочих Трехгорной мануфактуры в 1892-1913 гг. Из истории рабочего класса и революционного движения, Памяти академика А.А. Панкратовой, Москва, 1958, стр. 333.
21. В.И. Ленин. пол., соч., изд. 5, Том 2, стр. 297.
22 Там. же, стр. 290.
23. К.А. Пажитнов. Указ. соч., стр. 103.

24. Там же, стр. 103.
25. Там же, стр. 263.
26. Там же. стр. 263.
27. Там же, стр. 103.
28. Б.Я. Вилкс. Формирование промышленного пролетариата в Латвии во второй половине XIX века, Рига, 1957, стр. 127.
29. Там же, стр. 127.
30. Там же, стр. 129.
31. Там же, стр. 133-134.
32. С.Я. Боровой. Положение рабочего класса Одессы в XIX и начале XX в. Из истории рабочего класса и революционного движения, стр. 314.
33. Там же, стр. 315.
34. Там же, стр. 314.
35. Там же, стр. 315.
36. Положение рабочих Урала. Док. №171.
37. Там же. Док. №186.
38. Там же, Док. №175.
39. А.А. Александров. Состав и положение рабочих на Ижевском и Воткинском заводах. Из истории рабочего класса Урала, Под. ред. Ф.С. Горовой, Пермь, 1961. стр. 257.
40. В.В. Наймушин. Рабочее движение в Вятской губернии в конце XIX-начале XX века, Из истории рабочего класса Урала, стр. 245.
41. И.А. Чахвашвили. Рабочее движение в Грузии, Тбилиси, 1958, стр. 60.
42. Там же, стр. 61.
43. Там же, стр. 62-63.
44. Там же, стр. 64-65.
45. Е. Дильмухамедов, Ф. Маликов. Очерки истории рабочего класса дореволюционного Казахстана, Алма-Ата, 1963, стр. 154.
46. Там же, стр. 154.
47. В.Ф. Борзунов. Рабочие сибирской железнодорожной магистрали в 1891-1904 гг. История СССР, 1959, 4. стр. 117.
48. Л.М. Кресина. Указ. соч.,
49. Там же, стр. 12.
50. Рабочее движение в россии в XIX веке, Том 4, Часть I, Под. ред.

Л.М. Иванова, Москва, 1961, Док. №79, 194, 195.
51. Там же, Док. №94.
52. Рабочее движение в россии в XIX веке, Том 4, Часть Ⅱ, Под. ред. Л.М. Иванова, Москва, 1963, стр. 736.
53. См. В.И. Ленин. Новый фабричный закон.
54. Е. Дильмухамедов. Указ. соч., стр. 154.
55. Б.Я. Вилкс. Указ. соч., стр. 130-131.
56. Л.М. Кресина. Указ. соч.
57. И.С. Смолин. Борьба петербургских рабочих за восьмичасовой рабочий день в годы первой русской революции, История рабочег окласса Ленинграда, выпуск Ⅱ, стр. 114.
58. Там же, стр. 114.
59. Положение рабочих Урала, док. №191, 192.
60. Там же, Док. №195, 196, 197.
61. Там же, Док. №185.
62. Там же, Док. №195.
63. Там же, Док. №204, 205.
64. Б.Я. Вилкс. Указ соч., стр. 132.
65. И.С. Смолин. Указ. соч., стр. 115.
66. С.Я. Боровой. Указ. соч., стр. 315.
67. И.С. Смолин. Указ. соч., стр. 116-117.
68. Там же, стр. 118.
69. Там. же, стр. 119-120.
70. Там же, стр. 120.
71. Там же, стр. 121-124.
72. Там же, стр. 125-127.
73. Там же, стр. 127-128.
74. Там же, стр. 130.
Я.И. Лившин. Монополии в экономике России, Москва, 1961, стр. 419-421.
75. Н.И. Кац. Профессиональные союзы Петербурга в годы реакции, История рабочего класса Ленинграда, выпуск Ⅱ, стр. 144.
76. Ю.И. Кирьянов. Экономичсекое положение рабочих юга России, Истрические запски №72, стр. 33.
77. К.А. Пажитнов. Указ. соч., стр. 149.
78. Там же, стр. 293-294.

79. К.А. Пажитнов. Очерки истории текстильной промышленности дореволючионной россии (шерстяная промышленность), Москва, 1955, стр. 211.
80. Ю.И. Кирьянов. Указ. соч., стр. 34–35.
81. Рабочее движение в Петрограде в 1912–1917. Докменты и материалы, Ленинград, 1958, Док. № 13, 14, 44, 45, 46, 50, 52, 53, 55, 98. Рабочее движение на Украине в годы революционного подъема, Докменты и материалов, Киев, 1959, Док. № 140, 226, 363, 401, 428.
82. Я.И. Лившин. Указ. соч., стр. 426.
83. Там же, стр. 427.
А.И. Процевский. Рабочее время и рабочий день, по советскому трудовому праву. Москва, 1963. стр. 28.
84. А.И. Процевский. Указ. соч., стр. 29.